

(別添)

令和8年度スタートアップインキュベーション/アクセラレーションプログラム
運営事業業務委託 業務仕様書

1 目的

県では、令和2年度から、地域課題の解決や地域経済の活性化に向けたスタートアップ支援の取組を進めており、令和6年度からは県内の起業予定者やスタートアップ等を対象に、資金調達などの相談に対応するワンストップ窓口を運営しています。

令和7年度に寄せられた相談内容の約8割が、ビジネスアイデアの整理・販路の広げ方など成長段階に関する内容です。これらの悩みを抱えているスタートアップ等の育成・成長を図るためには、各段階に応じた助言が可能な専門家による伴走支援が必要です。

本業務では、事業立ち上げを目指す起業予定者等を対象としたインキュベーションプログラム(※1)や既に事業を開始している経営者等を対象としたアクセラレーションプログラム(※2)を実施することで、県内発スタートアップの創出と成長を図ることを目的とします。

- ※1 インキュベーションプログラムは、ビジネスアイデアから事業化に向けて、事業仮説の構築、顧客課題の明確化、ビジネスモデルの形成等、創業初期段階に必要な支援プログラムとする。
- ※2 アクセラレーションプログラムは、事業拡大に向けて、事業の成長加速、協業機会の創出、資金調達等、事業拡大に向けた支援プログラムとする。

2 業務名称

令和8年度スタートアップインキュベーション/アクセラレーションプログラム運営
事業業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日(金)まで

4 業務概要

インキュベーションプログラム及びアクセラレーションプログラム(以下「各プログラム参加者」という。)の実施にあたり、受託者は、次の(1)及び(2)の業務を行うものとする。

(1) 業務内容

ア 参加者の募集

次の(ア)から(オ)により、参加者を募集すること。

- (ア) インキュベーションプログラムの参加者は、県内での事業立ち上げを目指す起業予定者や新規事業の開発を進める県内企業の経営者等(既存企業内での業態転換・新規事業立ち上げ予定の方を含む。)とする。
- (イ) アクセラレーションプログラムの参加者は、既に事業を開始し、事業の成長加速、協業機会の創出、資金調達等、事業拡大をめざす県内企業の経営者等とする。
- (ウ) 多くの希望者が参加できるように募集期間を十分に確保すること。
- (エ) 参加者の受付、問い合わせへの対応、参加者名簿の作成を行うとともに、随時応募状況や問い合わせの内容などについて県へ報告すること。
- (オ) 募集に使用するツールは、県が承諾したものを使用すること。

イ 事業説明会及び個別相談会の実施

起業予定者や新規事業の開発を進める県内企業の経営者等を広く集め、次の（ア）から（カ）により事業説明会を開催し、本業務の目的やスケジュール等の全体を説明すること。

- （ア）事業説明会は、20者以上の参加者を目標とし、令和8年9月末までに1回以上開催すること。
- （イ）開催場所は、公共交通機関によりアクセス可能な県内会場を選定すること。
- （ウ）開催にあたっては、企画段階から県と協議を行うこと。
- （エ）インキュベーションプログラムとアクセラレーションプログラムの説明会は同日同会場で開催すること。
- （オ）事業説明会当日に、個別相談会を原則対面で実施すること。
- （カ）事業説明会等の会場確保や登壇者との調整等、必要準備は原則受託者が行うこと。なお、会場費及び報償費については、受託者が負担すること。

ウ 各プログラムの参加者選定

- （ア）参加者募集後、速やかに審査委員会により参加者を選定すること。また、選定後の伴走支援期間を十分に確保すること。
- （イ）審査委員会の審査委員は、公平性に鑑み、県・受託者以外からも選任すること。
- （ウ）その他、必要に応じて県と協議を行うこと。

エ 伴走支援

- （ア）セミナー及びワークショップ（以下「セミナー等」という。）の開催
 - a 令和9年1月末までに3回以上開催すること。
 - b 開催場所は、公共交通機関によりアクセス可能な県内会場で開催すること。
 - c 開催にあたっては、企画段階から県と協議を行うこと。
 - d 各プログラムの参加者が参加できるよう同日同会場で開催すること。なお、会場費及び報償費については、受託者が負担すること。
 - e 上記の a～d を踏まえて、スタートアップ等の事業相談及び具体化に向けたセミナー等を開催すること。なお、セミナー等の内容は、提案者の創意工夫による案を基本とし、県と協議のうえ内容を決定すること。
- （イ）メンタリング等の個別支援
 - a 事業計画やビジネスプランを磨く機会の提供やコミュニケーションツールを活用した人材の紹介等、各プログラム参加者の進捗状況に応じて必要な支援を行うこと。上記（ア）の一環として、多様な事業領域に対応できるスタートアップや第二創業等の経験を有する者、またはスタートアップ支援の実績が豊富な者をメンターとして配置し、事業仮説の整理、顧客課題や提供価値の明確化、ビジネスモデルの壁打ち、資金調達・業務提携に向けた助言、人脈紹介、起業家の悩みに関する相談対応等のメンタリングを令和9年2月末まで実施すること。
 - b メンタリングは、各参加者に対し4回以上（1回30分以上）実施すること。
 - c メンタリングは、オンラインも可能であるが、セミナー等と合わせて対面で実施する等、より効果的に実施できるよう努めること。
 - d メンタリング以外のタイミングで参加者から事業のブラッシュアップ等に関する個別相談があった場合にも適切に対応できるよう、配置したメンターが必要に応じて相談対応を行える体制を整えておくこと。
 - e 必要に応じて、以下の支援を提供すること
 - ・ビジネスマッチングに資するイベントへの参加機会を提供

- ・事業会社等との協業支援
- ・国内外の技術動向分析、マーケティングレポート等ビジネス環境調査支援
- ・試作品の開発や初期量産等に必要となる企業とのネットワーク構築
- ・事業会社やスタートアップ支援機関（自治体、金融機関、ベンチャーキャピタルや研究機関等）、特に県内に所在する事業会社やスタートアップ支援機関等へのネットワーク構築
- ・県内インキュベーション施設のインキュベーションマネージャー等とのネットワーク構築
- ・その他、補助金申請や日々の業務上の課題の相談への対応 等

オ 成果報告会

スタートアップ、スタートアップ支援機関、県内中小企業、金融機関、自治体等との新たな連携機会（実証実験、共同開発等）の創出を目的とした成果報告会を、次の（ア）から（ス）により開催すること。

- （ア）成果報告会は、令和9年2月末までに原則1回以上開催すること。
- （イ）開催場所は、公共交通機関によりアクセス可能な県内会場とする。
- （ウ）開催方法は、原則対面とする。
- （エ）開催にあたっては、企画段階から県と協議を行うこと。
- （オ）参加者の目標数は、50者以上を目標とする。
- （カ）登壇する各プログラム参加者の目標数は、それぞれ3者以上を目標とする。
- （キ）登壇者の発表（ピッチ（ショートプレゼンテーション））機会を設けること。
- （ク）発表に対する講評者は3者程度とする。
- （ケ）参加者等が交流できる機会を設けること。
- （コ）誘客・広報 PR（パブリックリレーションズ）を実施する等、本事業のプロモーションに努めること。
- （サ）成果報告会の参加者に対して、次回以降の企画内容を向上させるために、アンケートを実施すること。
- （シ）会場の確保や登壇者との調整等、必要準備を原則全て行うこと。なお、会場費及び報償費については、受託者が負担すること。
- （ス）その他、必要に応じて県と協議を行うこと。

カ 全体の共通事項

- （ア）Web サイトの利用に関する留意事項
 - ・Web サイトについては、原則、次のページを使用すること。
<https://tokowaka-reborn.pref.mie.lg.jp/>
 - ・本事業のWeb サイトを構築するにあたり、上記以外のドメイン取得が必要となる場合は、原則、三重県ドメイン（pref.mie.lg.jp）を使用すること。ただし、本事業受託者が運営するWeb サイトの配下にページ作成をする場合等は、その限りではない。
 - ・三重県ドメインでないWeb サイトを使用する場合は、廃止する際に運用停止に関する案内を行うこととし、情報発信終了後も、運用停止に関する案内をすること。
- （イ）その他
 - ・本業務の受講対象者、講師、メンター等の関係者が、常時、コミュニケーションやディスカッションをできる仕組み（コミュニケーションツールの設定等）を整えること。

- ・本業務の実施状況は逐次情報発信し、県内の起業予定者やスタートアップ等のプロモーションや起業家マインド醸成につなげること。
- ・プログラム受講対象者に対するアンケートを実施すること。

(2) 委託業務実績報告書の提出

委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出すること。

ア 提出方法

委託業務実績報告書の内容や体裁は次のとおりとし、紙（A4両面）1部と電子データ（Word、Excel、PowerPoint、PDFのいずれか）を提出するものとする。

イ 提出期限

履行期限である令和9年3月19日（金）までとする。

ウ 成果品

- (ア) 業務全体の内容に関する実施記録（写真等含む）
- (イ) 受講対象者の名簿
- (ウ) アンケート結果
- (エ) その他委託者が指示したもの

(3) スケジュール

本事業の実施にあたっては（1）アからオの各業務の全体スケジュールを立案し、具体的な実施日時については、県と協議のうえ、決定すること。

スケジュール参考例

7月	8月	9月	10月	11月	1月	2月	3月
参加者募集			審査会	セミナー及びワークショップ（3回）		成果報告会	
事業説明会							
			メンタリング等の個別支援				

5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じる場合は、県と受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

6 その他特記事項

(1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生

じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

7 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部産業イノベーション推進課技術革新班 担当：小松、奥村

電話：059-224-2227 電子メール：sougyo@pref.mie.lg.jp